

【はじめに】

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、報告2件、専決処分事項の承認1件、条例改正4件でございます。それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

【議案について】

まず、**報告第8号** 及び **報告第9号** 専決処分事項の報告2件について申し上げます。

これらは、事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。いずれも、示談が成立し保険金により支払いが行われております。

次に、**議案第69号** 専決処分事項（訴訟上の和解）の承認について申し上げます。

これは、損害賠償請求控訴事件に関する和解及び見舞金の額について、10月25日付けで専決処分いたしましたものでございます。この件につきましても、保険金により手当てが行われることとなります。

続きまして、**議案第70号** 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市の職員の給与につきましては、平成27年度から、佐賀県人事委員会勧告の内容及び佐賀県職員の給与に準じて改定を行っておりますが、本年も去る10月11日に佐賀県人事委員会から、佐賀県議会及び佐賀県知事に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」が提出されました。

佐賀県人事委員会の調査によりますと、民間事業従事者と県職員の給与比

較において、月例給については、県職員が民間事業所従事者のものを上回っており、ボーナスである特別給については、民間事業所従事者が県職員の上回っていることが報告されております。このため、佐賀県人事委員会からは、民間準拠の原則に基づき、県職員の給料表を0.065%引き下げ、期末・勤勉手当を0.10月分引き上げるといった内容の勧告が行われたところでございます。そのほか、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族の扶養手当と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるといった勧告も行われております。

佐賀県は、この勧告どおりに給与改定を行うことを決定し、関係する条例改正案は佐賀県議会に提出され、本日、審議されているところでございます。

そこで、本市におきましても、職員の給与につきまして、佐賀県職員の給与改定に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

最後に、**議案第71号** 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、**議案第72号** 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び**議案第73号** 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の3件の改正条例制定について、一括して申し上げます。

これらは、市長、副市長、教育長及び議会議員の皆様の期末手当についての改定をお願いするものでございます。三役及び議会議員の期末手当につきましては、国家公務員の指定職、特別職等の規定に準じて、その支給月数を規定しております。

今年8月、人事院は、国家公務員の指定職について年間支給月数を0.1月分引き上げる勧告を行いました。これを受けて、政府は勧告どおり給与改定を行うことを決定し、一般職である指定職の職員の期末・勤勉手当に係るもののほか、特別職の特別給についても引き上げる内容の法律改正が行われ

ました。

この法律改正を受けて、佐賀県においても特別職の期末手当を0.1月分引き上げる内容の条例改正案が、現在開会中の佐賀県議会に提出されているところでございます。

これらを踏まえ、本市におきましても、三役及び議員の皆様の期末手当の支給月数につきまして、条例の改正をお願いするものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。